

第1章 計画の基本的事項

1. 計画改定の背景

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定により、市町村はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務付けられています。

一方で、廃棄物処理を取り巻く情勢としては、資源の枯渇の懸念や温暖化の地球環境問題のほか、資源価格の変動、超高齢社会の到来、インターネットの浸透によるライフスタイルの多様化などがみられます。

また、平成25年5月に策定された国の「第3次循環型社会形成推進基本計画」では、天然資源の消費抑制、環境負荷の低減に向けて、リサイクルに比べ取組みが遅れている2R（リデュース、リユース）の推進を大きな柱として掲げており、「もったいない」という文化や意識を活かした取組みの推進が求められています。

さらに、使用済製品からの有用金属の回収、水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進、東日本大震災の反省点を踏まえた災害廃棄物対策の推進、循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用、低炭素・自然共生社会との統合的取組みと地域循環圏の高度化など、質にも着目した循環型社会の形成を図ることとしています。

各種リサイクル法においては、排出者責任及び拡大生産者責任に基づき、資源効率性の高い社会経済システムの構築を目指し、施行・見直しが行われており、このような状況に対応した施策や体制の整備・構築が必要となっています。

鎌倉市（以下、「本市」といいます。）では、平成18年度に第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画を策定した後、平成23年度に中間見直しを行い、新たな施設を建設せずに、市民や事業者のご協力をいただきながらごみ焼却量を3万トン以下に削減する方策に転換しました。また平成25年度には、ごみ焼却量の削減目標を確実なものとするため、同計画の再構築（以下、「現計画」といいます。）を行い、ごみ減量・資源化を推進するとともに、ごみの適正処理に努めてきました。

しかしながら、新たな減量・資源化施策や事業系ごみの削減について、現計画で見込んだ削減量の達成ができなかったため、現計画の最終年度である平成27年度は目標とした3万トンを超えるごみ焼却量となりました。

本市においては、第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の策定から10年が経過するとともに、名越クリーンセンター焼却停止後の施設として、新たなごみ焼却施設の平成37年度稼働に向けた取組みを進めています。

このような状況を踏まえ、第3次一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）は、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢及び地域特性を考慮し、これまでのごみ処理の評価を行い、改めて課題の整理を図りながら今後の廃棄物処理の方針を明確にするため策定するものです。

2. 計画期間

計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、長期的・総合的な視点でのごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）を目標とした「ごみ処理基本計画」及び生活排水の適正処理などを目標とした「生活排水処理基本計画」で構成し、以下の関係法令、諸計画と整合性を図ります。

また、毎年度実施計画を定めるとともに、ごみ処理については具体的に「アクションプログラム」を策定し、着実な事業推進を図ります。

図 1-1 本計画の位置付け

